

「短期大学現況票」作成要領（平成23年度実施分）

I 趣旨

- (1) 「短期大学現況票」は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準である短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）、短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際の根拠となる資料・データ等の一つとして作成していただくものです。
- (2) 「短期大学現況票」は、基準2「教育研究組織（実施体制）」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、基準5「教育内容及び方法」及び基準8「施設・設備」に係る基本的な観点を対象としています。機構の評価においては、対象短期大学の当該基準に係る基本的な観点の自己評価結果を分析する際に用いますので、正確な数値等を記入してください。
- (3) なお、対象短期大学においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己評価する際に、「短期大学現況票」を根拠となる資料・データ等の一つとして用い、必要に応じて学科・専攻科等ごとの状況を分析した上で、短期大学全体としての自己評価を行ってください。

II 作成要領

1. 「短期大学現況票」は、平成23年5月1日現在（別に定める場合を除く。）で作成してください。なお、該当しない事項は、当該欄を削除せず、「斜線」を引いてください。
2. 「設置者」及び「短期大学の名称」の変更を作成日以降に予定している場合は、「備考」の欄にその旨を記入してください。
3. 「短期大学本部の所在地」の欄は、短期大学本部の所在地（住居表示）を記入してください。短期大学を設置する法人本部の位置ではありませんので注意してください。なお、短期大学本部の所在地の変更を作成日以降に予定している場合は、「備考」の欄にその旨を記入してください。
4. 「教育研究組織等【基準2・4】」の欄について
 - ①「短期大学士課程」の欄
 - ア「学科・専攻等の名称」の欄
 - ・学科又は学科に置く専攻課程の単位で記入してください。
 - ・廃止又は改組転換等により学生の募集を停止し、学生の卒業を待って廃止予定の教育研究組織（以下「廃止予定組織」という。）については、この欄に記入せず、「学生募集停止中の学科・専攻等」の欄に記入してください。
 - イ「修業年限」「入学定員」「収容定員」の欄
 - ・「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、修業年限、入学定員、

収容定員を記入してください。

- ・昼夜開講制を実施する場合は、入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに区分し、「備考」の欄に「昼夜開講制」と記入してください。なお、昼間主コースと夜間主コースの入学定員を区分しない場合は、「備考」の欄に「昼夜開講制（コース区分なし）」と記入してください。

ウ「学位（付記する名称）」の欄

- ・「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、授与する学位及び付記する専攻分野の名称を記入してください。

エ「平均入学定員充足率」の欄

- ・平均入学定員充足率とは、直近5年間における入学定員に対する各年度の入学者の割合の平均をさします。
- ・「平均入学定員充足率」の欄には、「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、平成19年度から平成23年度入学者（学年進行中の場合は設置後経過した年度分）に対する各年度の入学定員充足率（各年度ごとに小数点第3位を切り捨て）を加算し、5年（学年進行中の場合は設置後経過した年数）で割った数値（小数点第3位を切り捨て）を記入することになります。
- ・「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織単位とは別の組織単位により入学試験を実施している場合は、その状況が分かるように工夫して記入することになります。
- ・「平均入学定員充足率」は、別に用意する計算用フォーマット「平均入学定員充足率計算表」を作成の上、この欄に記入してください。

オ「別地校地」の欄

- ・「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織の教育活動を2以上の校地において行う場合は、この欄に「有」と記入してください。
- ・「別地校地」の欄に「有」と記入した場合は、「教員及び教育支援者【基準3】」の欄の「※別地校地を有する学科・専攻等」にも記入が必要となります。

カ「所在地」の欄

- ・学科の所在地（住居表示）を記入してください。なお、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と付記してください。

キ「備考」の欄

- ・「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織に特記すべき又は参考となる事項がある場合は、記入してください。例えば、夜間学科や昼夜開講制など。
- ・夜間主コースの社会人学生などを対象として授業の一部を校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）で行う場合は、当該場所の名称及び所在地を記入してください。

②「専攻科・別科」の欄

- ・短期大学士課程に準じて記入してください。
- ・専攻科又は別科において、教員免許や助産師など取得可能資格等があれば、「特記事項（取得可能資格等）」の欄に記入してください。

- ・「基礎学科・専攻等名称」の欄には、「学科・専攻等の名称」の欄に記入した組織の基礎となる学科・専攻等を記入してください。なお、基礎となる学科・専攻等の所在地と異なる場合は当該専攻科又は別科の所在地（又はキャンパス名称）を併記してください。なお、附属研究所等を基礎とした専攻科又は別科の場合は、当該研究所等の名称を併記してください。

③「学生募集停止中の学科・専攻等」の欄

- ・学生募集停止中の学科・専攻等を記入し、学生募集を停止した年度及び在学学生数を付記してください。

5. 「教員及び教育支援者【基準3】」の欄について

①「短期大学士課程」の欄

ア「学科・専攻等の名称」の欄

- ・「教育研究組織等【基準2・4】」の「学科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。
- ・学科又は専攻以外に、教養教育等の授業科目を担当する固有の組織を設置する場合は、当該組織を記入してください。
- ・附属研究所、センター等の教育研究組織は記入しないでください。
- ・廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「教授」「准教授」「講師」「助教」の欄

- ・学科又は専攻（教養教育等の授業科目を担当する固有の組織を含む。）に所属する専任の教員数を記入してください。
- ・当該組織に所属する専任の教員であって、短期大学士課程の授業科目を担当しない専任の教員は算入できません。なお、「授業科目を担当しない専任の教員」には、専ら研究や管理運営にのみ従事する教員のほか、平成23年度において休職や長期海外渡航者など、年間を通じて授業を担当しない専任の教員を含みます。

ウ「基準数」「うち教授数」の欄

- ・短期大学設置基準別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）に定める専任教員数を記入してください。
- ・教員養成に関する学科（又は専攻課程）は、同基準別表第一の表イ備考第9号に基づき、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）に定める課程の免許状の種類に応じて必要な分野ごとに教科、教職、特別支援教育又は養護に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員数の合計数を記入してください。

エ「非常勤教員」の欄

- ・非常勤講師の数を記入してください。なお、客員教員や特任教員などの専任の教員には該当しない者も含まれます。
- ・他の学科等に所属する専任の教員であって、当該学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、この欄には算入しないでください。また、上記イに掲げる「専

任教員等」の各欄にも算入しないでください。

オ「※別地校地を有する学科・専攻等」の欄

- ・「※別地校地を有する学科・専攻等」の欄には、「教育研究組織等【基準2・4】」の「別地校地」の欄に「有」とした場合は記入してください。
- ・「最大受入定員」の欄は、各校地（キャンパス）ごとに当該学科・専攻等組織の学生を受け入れる最大の定員を記入してください。
- ・「専任教員」の欄には、各キャンパスごとに配置する当該組織の専任教員数を記入してください。この場合、授業科目を担当するキャンパスに着目して専任教員数を算入し、複数のキャンパスにおいて同一の専任教員が授業科目を担当する場合はダブルカウントして「複数の校地において教育を行う専任教員」の欄に内訳を記入してください。
- ・別地校地を有する学科・専攻等に所属する専任の助手の数を「備考」の欄に記入してください。
- ・なお、別地校地を有する学科・専攻等に該当する事例は、次のとおりです。
 - ①学年ごとに教育研究を行うキャンパスが分かれる場合
(A校地で1年次の教養教育、B校地で2年次以降の専門教育)
 - ②一部の科目あるいは指定曜日のみ別キャンパスで行う場合
(A校地の夜間主コース学生がB校地の昼間開講授業を履修する場合)
 - ③各キャンパスで2年間又は3年間の教育を完結して行い、かつ学生がいずれのキャンパスで学ぶかを選択する場合（いわゆるキャンパス選択型）

②「教員以外の職員等」の欄

- ・「事務職員」及び「技術職員」に係る「(うち主に教育支援者)」とは、学科・専攻科等において編成された教育課程を遂行するために必要な教育上の支援を担う者をいいます。例えば、教務関係や厚生補導等を担う事務職員、実験実習又は実技の授業科目などの教育活動の支援や補助等を行う技術職員が該当します。
- ・「図書館専門職員」とは、図書館の機能を十分発揮させるために必要な司書等の専門的知識を有する職員をいいます。
- ・「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等が該当します。
- ・契約職員、派遣職員等は、「非常勤」に分類してください。

6. 「教育内容及び方法【基準5】」の欄について

①「授業期間等」の欄

- ・学年の始期を4月以外としている場合は、「学年の期間」を修正してください。
- ・短期大学において複数の「学期区分」「授業期間」又は「授業時間」を設定している場合は、適宜欄を追加して記入してください。

②「短期大学士課程」「専攻科課程」の欄

ア「学科・専攻等の名称」「専攻科の名称」の欄

- ・「教育研究組織等【基準2・4】」の「学科・専攻等の名称」「専攻科の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。なお、教養教育等について授業科

目を区分する必要がある場合は、適当な名称を記入してください。

イ「卒業（修了）要件単位数」の欄

- ・学則等に定める卒業又は修了要件単位数を記入してください。

ウ「履修科目の登録の上限」の欄

- ・履修科目として登録することができる単位数の上限を設定している場合は、対象期間（通年，半年等）とその単位数を記入してください。
- ・年次ごとに単位数の上限が異なる場合は、「期間」の欄に最小登録単位数の年次と、「単位数」の前に「*」を付して記入してください。例えば，1年次が半期16単位，2年次が半期18単位を登録の上限とする場合は、「期間」の欄に「半2」と、「単位」の欄に「*16」と記入してください。

エ「特記事項」の欄

- ・学科・専攻科等において，学生の学習成果を把握する取組や学位の質を保証する取組など，いわゆる「出口管理」を行うための取組のほか，教育内容及び方法等において特記すべき又は参考となる取組がある場合には記入してください。（自由記述）

7. 「施設・設備等【基準8】」の欄について

①「校地等」の欄

ア「区分」の欄

- ・2以上の校地（校舎敷地）を有する場合は，各キャンパス（校舎敷地）単位に適宜欄を追加して区分し，各校舎敷地面積を記入してください。
- ・運動場用地が隣接又は近接している場合は，区分して記入し，同一敷地により面積を区分できない場合に限り，校舎敷地面積に算入して「備考欄」の欄に「運動場用地を含む」と記入してください。
- ・その他敷地面積には，短期大学設置基準に算入できない寄宿舍，附属施設用地等の敷地面積を記入してください。なお，専攻科課程専用のキャンパス（校舎敷地）を有する場合は，「その他敷地面積」の欄に記入してください。

イ「基準面積」の欄

- ・短期大学設置基準第30条により算出した面積を記入してください。
- ・当該短期大学の校地を他の学校等と共用する場合は，当該短期大学の校地面積を記入するとともに，当該共用する他の学校等の名称，収容定員及び基準面積を「備考」の欄に記入してください。この場合，他の共有する学校等の基準面積を当該短期大学の「基準面積」の欄には加算しないでください。

ウ「専用」「共用」「共用する他の学校等の専用」の欄

- ・「専用」の欄には，当該短期大学が専用で使用する敷地面積を当該敷地区分により記入してください。
- ・「共用」の欄には，当該短期大学が他の学校等と共用する敷地面積を当該敷地区分により記入してください。
- ・「共用する他の学校等の専用」の欄には，当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を「その他敷地面積」に記入してください。

エ「備考」の欄

- ・短期大学の校地を他の学校等と共用する場合は、当該共用する他の学校等の名称、収容定員及び基準面積を記入してください。
- ・キャンパス移転計画など特記すべき又は参考となる事項がある場合は、記入してください。

②「校舎等」の欄

ア「校舎面積等」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる校舎敷地区分に従い、上記①「校地等」に準じて各欄に記入してください。
- ・「基準面積」の欄には、短期大学設置基準第31条により算出した面積を記入してください。
- ・夜間主コースの社会人学生などを対象として、授業の一部を行う学科校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）を有する場合は、適宜欄を追加して記入するとともに、「備考」の欄に設置場所の所在地を記入してください。

イ「教員研究室」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる校舎敷地区分に従うとともに、「学科・専攻等の名称」の欄には学科（基礎となる専攻科を含む）又は独立の専攻科単位で記入してください。なお、「教員及び教育支援者【基準3】」の専任教員数に算入していない教員の研究室については、記入する必要はありません。
- ・「室数」の欄には、専任教員が執務に使用する研究室の数を区分に従い、記入してください。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算して記入してください。

ウ「教室等施設」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる敷地区分に従い、各欄を記入してください。

③「図書館・図書資料等」

ア「図書館等の名称」の欄

- ・学則等において設置された図書館（室）を記入してください。ただし、学科・専攻科等の事情により、教職員や学生等への利便を考慮して任意に置かれた図書室等は含みません。
- ・夜間主コースの社会人学生などを対象として、授業の一部を行う学科校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）を有する場合は、その状況を記入してください。

イ「視聴覚資料その他」とは、視聴覚資料のほか、標本など教育活動に必要なその他の資料を含みます。

④「体育館その他の施設」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる敷地区分に従い、各欄を記入してください。

⑤「附属施設」の欄

- ・「教育研究施設」とは、短期大学設置基準第32条に定める附属施設のほか、教育研究に必要な施設をいい、その施設名称を記入し、設置する学科等の名称を括弧書で付記してください。短期大学附属の場合は、「(短期大学)」と記入し

てください。

- ・「その他の施設」には、上記の施設に該当しない施設があれば、記入してください。

⑥「その他の事項」

- ・施設・設備等において、特記すべき又は参考となる事項がある場合は記入してください。
- ・教育実習や看護実習など卒業要件において実習を必修とする場合のほか、企業実習や海外語学研修など学外受入機関において行う場合など、学外実習施設の確保状況を記入し、該当する学科・専攻等の名称を括弧書で付記してください。この場合、確保する施設の種類及び施設数がわかるように記載してください。

Ⅲ その他

「短期大学現況票」様式ファイルは、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp>)に、MS-Excel版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

また、短期大学の規模等により各基準ごとに分割することが可能です。様式ファイルは、①全体一括シート版、②基準分割シート版、の2種類を用意しています。

なお、上記Ⅱの4の①のエ「平均入学定員充足率」に係る計算用フォーマット「平均入学定員充足率計算表」を用意していますので、あわせて提出ください。